

2022（令和4）年度

教職員互助組合しおり



一般財団法人 **鹿児島県教職員互助組合**

〒892-0841 鹿児島市照国町11番35号

TEL 099-225-4555

FAX 099-222-7750

（ホームページ）<https://kyogo.or.jp>

（E-mail）kyogo@kyogo.or.jp

給付事業

- ・医療・慶弔・見舞の請求期限は、事実発生の日から3年です。
- ・各給付科目の下段（ ）の金額は令和3年度給付実績です。

医療

医療補助金
(164,500,800円)

組合員及び被扶養者が疾病又は負傷によって治療を受けたとき医療機関窓口で支払った自己負担医療費の一部を給付します。

ただし、18歳になる年度末までの診療は除きます。(令和2年7月診療分から)

※ 公立学校共済組合鹿児島支部の組合員以外は、医療機関発行の領収書により請求してください。

入退院旅費補助金
(233,325円)

離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が島外の医療機関に入院し、退院したとき別途理事長が定める額を給付します。

ただし、出産時の正常分娩は除きます。(入退院旅費補助金請求書)

通院旅費補助金
(401,500円)

離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が疾病・負傷等の診療のために医療機関が島内にない場合又は医師の指示によって、島外の医療機関で診療を受けたとき、別途理事長が定める額を給付します。

ただし、医療機関が島内にない場合の島外の医療機関は、最寄りの医療機関までとします。

(1) 大島地区にあつては、最寄りの最大範囲を名瀬までとします。

(与論島・沖永良部島は那覇も可)

(2) 三島村・十島村は鹿児島、熊毛地区は鹿児島・西之表までとします。

(3) 甕島は串木野、獅子島は諸浦・水俣までとします。

(通院旅費補助金請求書)

不妊治療助成金
(2,300,000円)

夫婦いずれかが組合員又は、夫婦双方が組合員である場合において、医療保険が適用されない、配偶者間で行う体外受精及び顕微受精（以下「特定不妊治療」という。）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、特定不妊治療（特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療を含む。）を受けた夫婦に対して、1年度に1回、5万円とし、通算3回まで給付します。

(不妊治療助成金請求書)

慶弔・見舞

出産補助金
(17,650,000円)

組合員又は組合員の配偶者及び組合員の被扶養者が出産したとき、出生児1人につき5万円を給付します。夫婦とも組合員の場合は、扶養認定を受けようとする者で請求してください。《妊娠13週(85日)以降の異常分娩(流産・死産等)も対象》

(出産補助金請求書)

組合員特別給付金
(4,150,000円)

組合員期間が10年以上で50歳に達したとき、結婚歴及び出産歴のない組合員に組合員特別給付金5万円を給付します。(組合員特別給付金請求書)

結婚祝金
(4,440,000円)

結婚（内縁関係を含む。）をしたとき、2万円を給付します。

(結婚祝金請求書)

療養見舞金
(6,000,000円)

病気療養のため休職中の組合員に対し、6月及び12月に見舞金3万円を自動給付します。

休職者給付金
(9,480,906円)

共済組合の傷病手当金附加金が終了した無給休職者に給付します。

(休職者給付金請求書)

職場復帰支援補助金
(0円)

休職中に「試し出勤」制度を利用する際、事故に関する保険に加入した場合は、保険料相当額（上限1万円）を給付します。

(職場復帰支援補助金請求書)

介護休暇給付金
(921,700円)

介護休暇の承認を受けた組合員に給付します。

- ・ 共済組合から介護休業手当金が支給される場合は、自動給付します。
- ・ 共済組合から介護休業手当金が支給されない場合は互助組合に請求してください。(介護休暇給付金請求書)

休職退職者見舞金
(4,700,000円)

負傷又は疾病により無給休職となった組合員が当該休職期間中もしくはその期間が満了して退職したとき、又は復職後2年以内にその負傷又は疾病を起因として退職したとき50万円を給付します。ただし、定年退職の場合は対象になりません。

※ 被扶養者(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫)がある場合、1人につき20万円を加算します。

(休職退職者見舞金請求書)

災害見舞金
(0円)

組合員が地震・風水害・火災その他の災害により住居・家財に損害を受けたとき、損害の程度により60万円を限度として見舞金を給付します。

(災害見舞金請求書)

弔慰金

組合員弔慰金…組合員が死亡したとき100万円を給付します。

※ 受給する者を除く被扶養者(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫)である子1人につき30万円を加算します。

(死亡退職関係給付金等申請書)

組合員(15,400,000円)

配偶者(2,600,000円)

被扶養者(0円)

配偶者弔慰金…配偶者が死亡のとき20万円を給付します。

(配偶者弔慰金請求書)

被扶養者弔慰金…被扶養者が死亡のとき10万円を給付します。

(被扶養者弔慰金請求書)

研修・保養

特別保養施設利用補助費
(8,920,000円)

組合員が永年勤続休暇を取得できる当該年度(45歳又は55歳時のいずれか)に達したとき、組合員及び同伴者1人に特別保養施設利用補助費を1回を限度として給付します。

宿泊を伴う施設利用ができない組合員は、別途指定された施設の食事利用に変更することができます。この場合、同伴者の人数は制限しません。

(対象者には年度初めに特別保養施設利用補助券申請書を送付します。)

保養施設利用補助金
(9,874,500円)

- ・ 山の家・海の家(夏季休業中に限ります。)

「山の家・海の家」の対象施設は6月発行の「互助組合だより」でお知らせします。

- ・ 指定保養施設

(組合員は年間15泊、その被扶養者は合計で年間15泊を限度とします。)

- ・ 湯治旅館(月内7泊を限度とします。)

※ 公務出張の場合、宿泊利用補助券の使用はできません。

(web申請メールフォーム・利用補助券申込書)

文化体育行事費
(0円)

組合員の教育文化の振興及び健康増進を図ることを目的に、県内各地区別に行う余暇活動事業に対し、助成金を給付します。(余暇活動助成金申請書)

退職

退職生業資金
(660,659,090円)

組合員が退職したとき、掛金の9割を退職生業資金として還付します。

積立金
(416,698,069円)

組合員が退職したとき、積立金を還付します。

(退職関係給付金等申請書)

- ・ 請求は最新の様式で行ってください。各項末尾の()はその様式です。
- ・ 各種の申込書・請求書が所属にない場合は互助組合事務局に請求してください。(ホームページからもダウンロードできます。)
- ・ なお、複写した様式でも可とします。
- ・ 内容等の詳細は、直接互助組合に問い合わせてください。

貸付事業

貸付年利率 すべての資金…………… 1.00%

◎貸付け制度の内容

貸付種別	貸付限度額	要 件	償還回数
生 活 資 金	200万円	組合員が臨時の資金を要する場合	72回以内
自 動 車 資 金	300万円	組合員が自動車の購入等のため資金を要する場合	72回以内
教 育 資 金	300万円	組合員及び組合員の子が高等学校・大学・高専・専修学校・各種学校等及び予備校に入学若しくは修学するための資金を要する場合、通信教育生としてスクーリングに出席するための資金を要する場合、教員免許更新の講習に参加するための資金を要する場合 ※ 通信教育生としてスクーリングに出席するためや教員免許更新の講習に参加するための場合は100万円が限度額	120回以内
結 婚 資 金	300万円	組合員及び組合員の子が結婚のため資金を要する場合	120回以内
医 療 資 金	50万円	組合員及び組合員の被扶養者が医療を受けるため資金を要する場合	36回以内
高額医療資金	200万円	組合員及び組合員の被扶養者が高額療養費支給対象となる療養、先進医療又は不妊治療を受けるための資金を要する場合	120回以内
住 宅 資 金	500万円 (下限50万円)	組合員が自己の用に供するため住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入又は住宅の敷地を購入するため資金を要する場合 ※ 組合員期間10年未満の者は300万円が限度額	360回以内

※ 年利率は令和5年1月に改定予定です。

※ 貸付の際は年利率に加えて保険料をご負担いただきます。保険料率は毎年改定し、令和4年7月に改定予定です。
(令和3年7月1日～ 住宅資金……年0.34%, その他の資金……年0.30%)

※ 最新の利率はホームページでご確認ください。

◎貸付け申込みの添付書類

貸付種別	添 付 書 類
全ての資金	借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書（事様式第14号）・普通（総合）預金通帳の写し
自動車資金	① 購入の場合は、販売店との売買契約書又は注文書の写し ② 修理の場合は、業者の費用見積書の写し ③ 貸付実行月の翌月末日までに資金の「支払いを証明する書類（領収証）」の写し
教育資金	① 入学の場合は、合格通知書の写し又は入学許可書の写し ② 在学の場合は、在学証明書 ③ 外国の教育機関の場合は、入学又は在学を証明できる書類及びこれの日本語の翻訳文の写し ④ スクーリング、免許更新については所属長の証明書 ⑤ 「学費等支払い」を理由とする場合は、その金額が確認できる書類の写し（納付書、学費等が確認できるパンフレット等） ⑥ 学費等以外の支払いを理由とする場合は、支出予定明細書（事様式第15号）
結婚資金	結婚式場の挙式申込書、契約書、婚姻届受理証明書又は所属長の証明書等事実が証明できる書類（いずれも写しで可）
医療資金	医療費を要する事実が証明できる書類（医師の診断書、保険医療機関の領収書又は請求書の写し）、又は所属長の証明書のいずれか
高額医療資金	① 高額療養費支給の対象となる療養を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ② 先進医療、不妊治療を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ③ 医師の証明書（高額医療、先進医療又は不妊治療の事実が証明できるもの）
住宅資金	ホームページでご確認ください（「住宅貸付借用申込みの添付書類」（別表2））

◎貸付け利用にあたっての留意点

- ① 貸付けは、組合員となった日から6か月経過したら利用できます。
- ② 申込みには、「資金借用申込書」（貸様式第1号）、「資金借用証書」（貸様式第2号）及び「借入状況等申告兼貸付条件等に関する同意書」（事様式第14号）に所定の事項を記入のうえ、生活資金以外の申込みには、それぞれ添付書類が必要ですので確認して洩れなく添付してください。
- ③ 受取先口座番号確認のため、普通（総合）預金通帳の写しを添付してください。
- ④ 資金借用証書には収入印紙が必要です。10万円までは200円、50万円までは400円、100万円までは千円、500万円までは2千円です。本人で貼付し、割印を押してください。
- ⑤ 貸付金は受付後10日位で申込人名義の金融機関指定普通（総合）預金口座に振り込まれます。
- ⑥ 貸付金の額は、10万円の整数倍です。
- ⑦ 貸付金の償還は、毎月償還とボーナス償還を併用できます。（ボーナス償還に係る貸付金の額は貸付金額の2分の1以内で10万円を単位とします。）
- ⑧ 希望により臨時に償還したい場合、全額繰上償還又は一部繰上償還ができます。事前に臨時償還手続申込書（事様式第9号）を提出し、払込通知書の交付を受けてください。
- ⑨ 同一種別の貸付けについて、償還回数が24回以上経過していれば相殺貸付けを受けることができます。また、貸付限度額内であれば複数口貸付けを受けることもできます。

その他の事業

◎会員証・LINE公式アカウントについて

～ 会 員 証 ～

■会員証とは

会員証は一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の組合員であることを証明するものです。2018（平成30）年度から会員証を更新しました。現職会員の皆様には「モバイル会員証」の利用をお勧めしています。



■会員証割引事業

協定施設で会員証を提示することによって、全国のさまざまな施設・業者の割引等各種サービスが受けられます。

■モバイル会員証利用方法

会員証事業WEBサイトではモバイル会員証の表示や全国の利用可能施設検索がいつでも・どこでも可能です。



<https://zenkyogo-kaiinsyo-login.com/>

ID	651
パスワード	kagoshima

※ 詳しい操作方法は互助組合のホームページ内「会員証について」をご覧ください。

～ LINE 公式アカウント ～



鹿児島県教職員互助組合の「LINE公式アカウント」を開設しました。「LINE公式アカウント」は、コミュニケーションアプリ「LINE」において、友だち登録いただいた方にメッセージ等で情報を発信できるサービスです。

互助組合からのお知らせなど、組合員の皆様の役に立つ情報をタイムリーにお届けする予定です。その他、トーク画面から宿泊利用補助券WEB申請画面やモバイル会員証の表示など、便利にお使いいただけます。ぜひご利用ください！

■友だち登録方法

- ① LINEアプリのホーム画面で友だち追加マークをタップ
- ② 友だち追加画面でQRコードを選択
- ③ 右のQRコードをスキャン
- ④ 追加ボタンをタップ



◎会議室について

種 別	収容人数	利用時間・料金		
		【午前】 9時～12時	【午後】 12時～17時	【夜間】 17時～19時
大会議室	160人	800円	1,200円	1時間につき 300円
中会議室	90人	600円	900円	1時間につき 200円
小会議室	50人	400円	700円	1時間につき 100円
和 室	15人	400円	700円	1時間につき 100円

利用できる人

互助組合員

※ 出席者の主たる構成員が互助組合員であれば利用できます。

利用できる会の内容

- ・ 会議, Web会議
- ・ 研修活動
- ・ 講演会
- ・ 組合員相互の活動
- ・ 児童生徒の教育, 育成活動

利用申し込み

各会議室利用は事前に申込み（予約）が必要です。

利用される日の**2か月前の月初日の午前8時30分**から電話または事務局窓口で直接受け付けます。

※ 予約後にキャンセルの場合は速やかにご連絡ください。（キャンセル料は必要ありません。）

設備

全 て の 会 議 室	冷暖房, ホワイトボード
大会議室・中会議室のみ	マイク, 演台, 手動式掲示用ボタン [4m] ※ 中会議室において、同時に小会議室で他の会議利用がある場合、マイクはご利用頂けません。
要 予 約 ※ 数に限りがありますので、必ず事前にご連絡ください。ご利用は申込み順となります。	Web会議用パソコン [富士通製ノートパソコン, Windows10], Web会議用カメラ・マイクスピーカー [IODATA USBPTC1・USBPPHL1], プロジェクター [Canon LV-WX320], スクリーン, モニター (ブラウン管), DVDビデオデッキ, VHSビデオデッキ

利用上の留意事項

- ・ 当日は必ず**利用開始前**に、2階事務局（事務局閉庁時は1階管理人室）で**受付**を済ませてください。
- ・ 利用料金は**現金**にて納入してください。なるべく釣銭のないようご準備ください。
- ・ **12月28日～1月4日**の間は休館します。

◎駐車場について

駐車時間	8時30分から18時50分まで	
駐車料金	1時間以内	100円
	1時間を超え4時間まで	200円
	4時間を超え6時間まで	300円
	6時間を超えると	400円
	夜間（19時から翌朝8時30分まで）	500円

- ・ 事務局への要件の場合は無料
- ・ 入庫の際「**会員証**」を管理人に提示し、指示に従ってください。
- ・ 19時以降翌朝8時30分までは出し入れできません。
- ・ **12月31日～1月3日**の間は閉鎖します。
- ・ 互助組合員本人に限り利用できます。

退職教職員互助制度

- ・ 加入者は下表の拠出金を納入する。**拠出金の返金はありません。**
- ・ 退会は死亡したとき、満75歳の誕生日の前日です。

10年以上の組合員期間を有し50歳以上で退職した者が、退職した日から2か月以内に申し出た場合、加入できます。(任意加入の制度です。)

退職時点で	金 額
60歳以上の者	300,000円
59歳以上60歳未満の者	320,000円
58歳以上59歳未満の者	340,000円
57歳以上58歳未満の者	360,000円
56歳以上57歳未満の者	380,000円
55歳以上56歳未満の者	400,000円
54歳以上55歳未満の者	420,000円
53歳以上54歳未満の者	440,000円
52歳以上53歳未満の者	460,000円
51歳以上52歳未満の者	480,000円
50歳以上51歳未満の者	500,000円

給 付 内 容

医療補助金

公立学校共済組合の健康保険をお使いで再任用職員・任意継続組合員の方は自動給付ですが、臨時的任用職員の方あるいは他の健康保険をお使いの方は請求が必要となります。

保養施設利用補助

75歳の誕生日の前日まで利用できます。
年間を通じ、本人・配偶者に1泊につき1,500円を補助します。
(組合員、配偶者それぞれ年間15泊を限度とします。)

山の家・海の家利用補助

75歳の誕生日の前日まで利用できます。
夏季休業期間中、本人・配偶者に補助します。
施設一覧表及び利用方法については、6月下旬にお知らせする予定です。
利用補助額は一人1泊4,000円です。
利用補助券の発行所は互助組合です。

障害見舞金

在会中に、身体障害者1・2級の認定を受けられた場合に給付します。

加 入 期 間	見舞金の額
加入後1年以内の者	150,000円
加入後2年以内の者	100,000円
加入後3年以内の者	50,000円
加入後3年を超えた者	20,000円

死亡弔慰金

継続組合員が死亡した時は、弔慰金を給付します。

加 入 期 間	弔慰金の額
加入後1年以内の者	150,000円
加入後2年以内の者	100,000円
加入後3年以内の者	50,000円
加入後3年を超えた者	30,000円

指定保養施設利用の留意事項

- 1 「補助額」は……1人1泊 1,500円（対象者：組合員本人及び公立学校共済組合が被扶養者として認めた者、公立学校共済組合員以外の方については、本人及び保険者が被扶養者として認めた者）

※ 幼児（3歳以上）は実費負担があった場合のみ補助します。

- 2 「宿泊利用補助券」は…
- (1) **保養を目的とした宿泊に利用し、公務出張時は利用できません。**
 - (2) **必ず事前に交付を受け、施設へ持参**してください。事後の発行はできません。
 - (3) 施設に着いたら、**受付と同時にフロントに提出**してください。
 - (4) **名義の貸し借りはできません。**
 - (5) 利用泊数は、組合員は年間15泊迄、被扶養者は人数に関係なく年間合計15泊迄、湯治施設は月内7泊迄です。
 - (6) 指定保養施設であっても、旅行業者が仲介する場合は、原則として利用できません。
 - (7) 「山の家・海の家」利用券や特別保養施設利用補助券は併用できません。
 - (8) 宿泊施設のキャンセル等で補助券を使用されなかった場合は、必ず教職員互助組合までご連絡ください。

- 3 施設予約時の注意は……
- (1) 指定施設であるか確認し、直接予約をしてください。
 - (2) インターネット予約について
 - ・ インターネットで予約をする際、利用補助券が使用できない施設もありますので、事前に施設に確認をしてください。
 - ・ インターネット予約での利用補助券は**現地精算**のみ使用でき、ネット決済の場合は使用できません。
 - (3) 施設へ電話で宿泊予約をする場合は、教職員互助組合の利用補助券を使用する旨をお伝えください。

4 「宿泊利用補助券」の

申請は……(1) 郵送で申し込む場合

所定の申込書に必要事項を記入し、教職員互助組合に**返信用封筒（切手貼付）を添えて**申し込んでください。郵送日数を考慮し、早めに手続きしてください。

利用補助券は施設（ホテル等）宛には送付いたしませんのでご了承ください。

(2) web申請の場合

宿泊利用補助申請メールフォームに必要事項を入力し、送信してください。宿泊利用補助券は入力したメールアドレスにPDFファイルで返信しますのでPDFファイルを印刷してご利用ください。なお、午前中までに受信した申込みについては当日発行返信予定ですが、午後からの到着分については、翌業務日以降の取扱いとなる場合がありますので、お急ぎの場合はお電話でのご連絡をお願いします。

内容変更は……**教職員互助組合で訂正を受けてください。利用者による訂正は無効です。**

急な変更が生じた場合は、事前に教職員互助組合へ連絡してください。

指定保養施設一覧表等は別途掲載しているためP.8～18は省略しています。

あなたの生活を応援します！

互助組合の貸付制度

手続きは簡単！保証人・担保は必要ありません！

★貸付の種類（数字は年利）

住宅資金（1.00%）	➡	住宅の購入や増改築の資金に
生活資金（1.00%）	➡	臨時の資金が必要なときに
自動車資金（1.00%）	➡	車の購入や修理、車検の経費に
教育資金（1.00%）	➡	本人や子供の教育費用に
結婚資金（1.00%）	➡	本人や子供の結婚費用に
医療資金（1.00%）	➡	本人や家族の医療サポート費用に
高額医療資金（1.00%）	➡	高額医療や先進医療、不妊治療の費用に

※年利率は令和5年1月に改定予定です。

※貸付の際は年利率に加えて保険料をご負担いただきます。保険料率は毎年改定します。

（令和3年7月1日～ 住宅資金……年0.34%，その他の資金……年0.30%）

※最新の利率はホームページでご確認ください。

★償還 毎月の元利均等償還に加え、ボーナス併用償還もできます。

★申込みに必要な書類

- ①「資金借用申込書」（貸様式第1号）
- ②「資金借用証書」（貸様式第2号）
- ③「借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書」（事様式第14号）
- ④ 受取金融機関の通帳の写し
- ⑤ 添付書類 ※生活資金以外

★送金 受付後10日以内で送金します。お急ぎの場合はご要望にそえるよう可能な限り対応しますのでご相談ください。

— 詳しくは3，4ページをご覧ください —

給付金等の受取口座について事務局からのお願い



給付金等は、すでに届けられている本人口座へ送金しています。
送金手数料は、互助組合が全額負担しますが、

無料

九州労働金庫

無料

鹿児島銀行県庁支店

66円

ゆうちょ銀行

となっています。

厳しい財政状況の中、送金手数料経費節減のため、送金手数料が無料の「九州労働金庫」「鹿児島銀行県庁支店」への登録口座変更のご協力をお願いいたします。

※登録口座変更は、「口座登録変更申請書」（事様式第4号）を提出してください。